

鈴鹿都市計画地区計画の変更（鈴鹿市決定）
都市計画 野町南部 地区計画を次のように決定する

名	称	野町南部 地区計画
位	置	鈴鹿市野町地内
面	積	約 5.4ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、良好な住宅地として発展している野町東部地区計画区域に隣接しており、鈴鹿市都市マスタープランにおける土地利用方針において、市街地形成検討地区（住居系）に位置付けられている。本地区に隣接する野町東部地区計画区域は、住宅地区と沿道サービス地区に区分して土地利用が図られ、都市計画道路西玉垣秋永線の沿道には、医療機関や商業施設等が充実している。また、周辺には中勢バイパスや伊勢鉄道玉垣駅があり、交通利便性の高い地区である。このような利便性の高い市街地に隣接する本地区は、将来にわたって良好な住環境の市街地を形成することを目標とする。
	土地利用の方針	本地区を低層専用住宅として、良好な住居環境を損なうことなく、ゆとりと潤いのある安全な住宅地として発展させる。
	地区施設の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本地区と北側に隣接する既成市街地を結ぶ幹線道路（幅員 9.0m）と良好な街区を形成する区画道路（幅員 6.0m）を整備する。 2. 本地区西側の市道野町中三丁目 326 号及び南側の市道野村野田線を拡幅整備（幅員 6.5m以上）する。 3. 良好な住環境を創造するため、公園及び洪水調整池を適切に配置整備し、整備後も維持保全を図る。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定めることにより、調和のとれた街並み、良好な住環境及び景観の向上を図る。

地区施設の配置及び規模		種別	名称	幅員	延長及び面積	備考
		道路	1号道路	9.0m以上	約353m	幹線道路
		道路	2号道路	6.0m以上	約1,230m	区画道路
		道路	既存市道	6.5m以上	約449m	拡幅整備
		公園			約0.16ha	
		雨水調整池			約0.4ha	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる用途の建築物以外は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第2(イ)項第1号に掲げる「住宅」で一戸建ての専用住宅 2. 公園内の公衆便所 3. ガス事業の用に供する施設 4. 地区住民の利用に供する集会所及びゴミ集積所 5. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要なもの 6. 上記建築物に附随する車庫並びに物置等			
		建築物の容積率の最高限度	100%			
		建築物の建蔽率の最高限度	60%			
		建築物等の高さの最高限度	最高の軒の高さ7.0mとする。 最高の高さ10.0mとする。			
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡とする。 ただし、地区住民の利用に供する集会所、ゴミ集積所を建築する場合は、この限りではない。			
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、地区施設に定められている道路の境界線との距離は1.5m以上、隣地境界線との距離は1.0m以上としなければならない。 ただし、上記の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。 1. 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下のもの。 2. 自動車車庫で軒の高さが2.8m以下のもの。 3. 地区住民の利用に供するゴミ集積所。			

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の形態・意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鈴鹿市景観計画の景観形成基準(住宅地)に準ずるものとする。 2. 屋外広告物は三重県屋外広告物条例の禁止地域の制限に準ずるものとする。
		垣又はさくの構造の制限	垣, さく又は塀を設ける場合は, 生垣又は開放的なさくとし, 高さが1.5m以下のものとする。
備考			
<p>表中「建築基準法別表第2」とあるのは「都市緑地法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第26号)により改正された建築基準法別表第2をいう。</p> <p>「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」</p>			